

重 要 事 項 説 明 書

デイサービスセンター なごみ荘

- 1 事業の目的 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持を図り、利用者自身が自らの有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営めることができるように支援すると共に、利用者家族の身体的及び精神的負担軽減を図れるように支援します。又関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	デイサービスセンター なごみ荘
所在地	福岡県八女市前古賀481番地
電話番号	0943-22-7022
指定事業者番号	4072300314
利用定員	50名
サービス提供地域	八女市（星野村・矢部村・黒木町・上陽町・立花町は除く） 筑後市（旧羽犬塚町を除く） ※上記以外でもご希望の方はご相談できます。

(2) 事業所の職員体制

職 種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1 名	1 名
2. 生活相談員	1 名 以 上	1 名
3. 看護職員	1 名 以 上	1 名
4. 介護職員	8 名 以 上	8 名
5. 機能訓練指導員	1 名 以 上	1 名

(3) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜～日曜 週7日間
営業時間	月～日 8時00分～19時00分（祝日も同様）
サービス提供時間	月～日 9時15分～16時30分（祝日も同様）
延長サービス	8時間以上9時間未満の前後に延長サービスを行います

・福祉サービス第三者評価 未評価

3 サービスの概要

(1) 介護保険の給付となるサービス

- | | |
|---------------|----------------|
| ・ 排泄・食事等の介護 | (選択的サービス) |
| ・ 相談・援助等の生活指導 | ・ 入浴（通所介護の方） |
| ・ レクリエーション | ・ 個別機能・運動器機能向上 |
| ・ 健康チェック | ・ 栄養改善 |
| ・ 送迎 | ・ 口腔機能向上 |

①入浴

- ・安全に入浴していただくために、介護職員が見守り及び必要な介助を行います。
- ・歩行に不安のある方でもリフト浴槽を使用して入浴することができます。

② 個別機能・運動器機能向上

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・機能訓練指導員・看護職員・生活相談員・介護職員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下防止に努めます。

③食事

- ・栄養士が、利用者の栄養面や食生活の問題を把握し、栄養バランスのとれたメニューを提供します。

④口腔機能向上

- ・歯科医の協力のもと、看護職員による嚥下機能向上訓練や口腔内清潔保持の指導及び介助を行います。

⑤生活相談

- ・事業者の職員はもとより、利用者の生活上関わる関係機関と連絡調整の上生活の質の向上を目指します。

⑥レクリエーション

- ・季節に応じた多彩なメニューや行事で、心身の安定を図ります。

その他、必要なサービスを提供いたします。

<通所介護サービス利用料金（1回あたり）>

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、当該指定通所介護が法廷代理受領サービスであるときは、国で定められた所定単位数の1割または2割・3割（平成30年8月以降）の額とします。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介

護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

<介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業利用料金（1回あたり）>

指定介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は当該指定介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業が法廷代理受領サービスであるときは市町村で定められた所定単位数の1割または2割・3割（平成30年8月以降）の額とします。また、要支援1の方は月5回、要支援2の方は、月9回以上の利用は、1月あたりの額とします。

☆介護保険からの支給額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超える（介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業）通所介護サービスの利用料 全額がご利用者の負担となります。

②食事の費用

ご契約者に提供する食事の費用です。

料金：600円（昼食）

③通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20円/1kmをいただく場合があります

④クラブ活動にかかる費用

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は原則無料ですが、場合によっては材料代等の実費をいただく場合があります

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できます。ご希望時は複写物の交付を致します。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（下記の品物は必要不可欠な場合に提供するものであり、なごみ荘では、紙オムツ等の販売はしておりません。）

トレーニングパンツ：M 120円／枚, L 130円／枚
尿とりパット： 30円／枚 紙オムツ： 120円／枚

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更すること
があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月
前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の①、②の料金・費用は、月毎に締め、1か月分の請求書を発
行いたしますので、翌月の末日までに現金または口座振替のいずれかの方法でお支払下
さい。

希望される方は、その都度お支払いいただくことができます。

前記(2)のその他の費用は、その都度お支払い下さい。

(4) 利用の中止

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、
取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良
等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

取消料

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	600円

4. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員（課長） 村 口 香 織
介護職員（主任） 江 崎 信 也
- 責任者 栗 山 良 子
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30
TEL 0943-22-7022 FAX 22-7050

第三者委員 隈本 光弘 TEL 0943-23-1478
平井 靖文 TEL 0943-22-1506

(2) 行政機関その他苦情受付機関

八女市役所 介護長寿課介護サービス係	所在地 八女市本町647番地 電話番号 0943-23-2545 受付時間 平日 8:30～17:15
筑後市役所 高齢者支援課	所在地 筑後市大字山ノ井898番地 電話番号 0942-53-4115 受付時間 平日 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7813 受付時間 平日 9:00～17:00
運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3丁目1番地7号 電話番号 092-915-3511 受付時間 火～日 10:00～16:00
福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	所在地 八女郡広川町大字新代1964番地1 電話番号 0943-32-1952 受付時間 平日 8:45～17:00

5. 虐待の相談・受付について

(1) 当事業所における虐待の受付

当施設ご利用相談室	窓口担当者 生活相談員 村 口 香 織 責任者 施設長 栗 山 良 子 時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30 方法 電 話 0943-22-7022 FAX 0943-22-7050
	----- 第三者委員 隈本 光弘 0943-23-1478 平井 靖文 0943-22-1506

(2) 行政機関その他虐待対応機関

八女市地域包括支援センター	所在地 福岡県八女市本町647番地 電話番号 0943-23-1203 fax 24-8092 受付時間 8:45~17:00
福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話番号 092-915-3511 fax 092-915-3512 受付時間 9:00~17:00
福岡県保健医療介護部高齢者支援課・介護保険課	所在地 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3251 fax 092-643-3253 受付時間 9:00~17:00

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定（介護予防、日常生活支援総合事業における第1号通所事業）通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録します。
- (3) 利用者に対する指定（介護予防、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業）通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償責任を速やかに履行します。
- (4) 損害賠償の手続きについては、第三者に委ねることがあります。

7. サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- (2) 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

8. 設置主体法人の概要

名称	社会福祉法人 八女福祉会
代表者氏名	理事長 松尾宗敏
法人所在地連絡先	福岡県八女市柳島863番地
電話番号	0943-22-2200
設立年月	昭和59年11月
実施サービス	居宅介護支援、介護老人福祉施設、短期入所生活介護 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、ケアハウス 養護老人ホーム、無料低額宿泊所等